

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社 吉野家ホールディングス
【英訳名】	YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成瀬 哲也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町36番2号Daiwaリバーゲート18階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長成瀬哲也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価を行い、その結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重大な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲としては、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社13社を評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断した連結子会社28社及び持分法適用会社5社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを前提に、連結売上高（内部取引消去後）及び連結売上原価（内部取引消去後）の累積割合でおおむね3分の2程度に達している7事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。選定指標については、当社が連結子会社の調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を担っていること、及び連結子会社が外食事業を運営しているという事業特性を鑑み、事業活動の規模を適切に示す指標として連結売上高（内部取引消去後）及び連結売上原価（内部取引消去後）を採用しております。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、主力の外食事業における製造及び販売活動に関連して多額に計上される、売上高、売掛金、棚卸資産、固定資産、売上原価、買掛金及び人件費に至る業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載が発生するリスクが高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスである「税効果会計」及び「固定資産の減損会計」に関するプロセスについては、財務報告への影響を勘案し、個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2026年2月28日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は、有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。